

# 税務相談室

## 事業所税、登録免許税、 印紙税について

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. 私は札幌市内で個人開業医を営んでいますが、事業所税はかかりますか。
2. 登録免許税は、どのような場合に、いくらぐらいかかるものですか。
3. 治療代20万円を受け取り、印紙を貼らない受取書を渡したところ、患者から印紙が必要ではないかと云われました。ところで、私は従来印紙を貼ったことがないのですが、印紙を貼るのが正しいのでしょうか。

### 回答

1. 医療法第1条の5に規定する病院および診療所については事業所税は課税されない。

事業所税は、都市環境の整備に必要な財源に充てるため、事業の用に供される一定規模以上の施設に対し、東京都の区や地方自治法で規定する大阪、名古屋、札幌などの大都市など、地方税法が規定する指定都市等から課税される税金で、そのあらまは次のとおりです。

事業所税は、事業所等において法人または個人が行う事業に対し、その事業所等所在の指定都市等において、事業を行う者に①資産割額（事業所床面積を課税標準とする）および②従業者割額（従業者給与総額を課税標準とする）の合算額によって課税されます。

しかし、事業所税は、公衆浴場や社会福祉施設などには課税されないことになっており、医療法第1条の5に規定する病院および診療所や看護師、歯科衛生士などの医療関係者の養成所もこの中に含まれていますので、ご質問の医業の施設には事業所税は課税されません。

2. 登録免許税は、医師の登録、不動産等の取得などの登記を受けるときに課税される。

登録免許税の納税義務者は、登記等を受ける者です。不動産の譲渡、抵当権等の設定については、登記権利者と登記義務者とありますが、この場合は、両者が連携して納付しなければならないこととされています。

登録免許税の納付方法は、国税の収納機関に納付し、その領収証を登記等の申請書に添付するのを原則としていますが、納付すべき額が3万円以下の場合および登記機関等が特別の事情があると認めた場合は、収入印紙を貼付する方法も認められており、現在は収入印紙による納付の方法が一般的となっています。

登記申請等の却下、取下げまたは過大納付による登録免許税は、登記機関等からの通知に基づいて、住所地の税務署長より還付されます。

不動産に関する登記の場合においては、その不動産の価額に対して法律により定められた税率により登録免許税が課されます。この不動産の価額については、納税者の便宜および登記所における登記事務の円滑な執行を考慮し、当分の間、地方税法に規定する固定資産課税台帳に登録された価格を基礎として定める価額によることができることとされており、実際には登録免許税法施行令の附則においてその固定資産税評価額と同一の価格とされています。

なお、医師や歯科医師の登録については、登録件数1件につき6万円が課されます。また、不動産の登記については、所有権の保存登記や相続による移転登記の場合で上記不動産価額の1,000分の4、遺贈・贈与または売買による移転登記の場合で1,000分の20が課されます。

3. 医師が作成する受取書には、印紙を貼る必要はない。

売上代金に係る金銭や有価証券の受取書は、1通につき3万円以上のものは、すべて印紙を貼付して印紙税を納めなければならないことになっています。

この場合の売上代金に係る金銭や有価証券の受取書とは、資産を譲渡したり使用させたり、または役務を提供したりしたことによる対価として受け取る金銭や有価証券の受取書のことです。一般的には営業取引に関する受取書のことをいいますが、①記載された受取金額が3万円未満の受取書や、②営業に関しない受取書は非課税とされています。したがって、医師や歯科医師、あんま・はり・きゅう・柔道整復師や弁護士、税理士、弁理士、司法書士などが業務上作成する受取書は、営業に関しないものとして取り扱われていますので、印紙を貼付する必要はありません。

しかし、医師等が作成する受取書であっても、不動産売買や建築請負等に関する契約書や手形等については、印紙が必要になります。

なお、印紙の貼付を必要とする受取書や契約書などで、印紙が貼付してないかあるいは印紙の金額が少ないものがあったとしても、受取書や契約書としての効力には関係がありません。

しかし、過怠税が徴収されますので、ご注意ください。